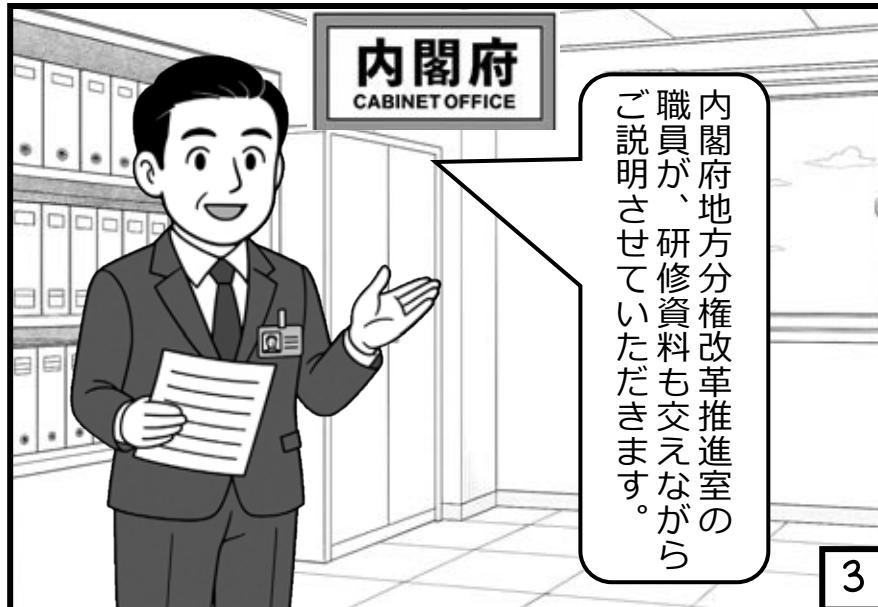


# 1. 地方分権改革の経緯（はじめに）



3



地方公共団体

1



4



1

# 1. 地方分権改革の経緯（第1次改革）



【第1次改革】

H5 ~

国

地方

国と地方の関係を  
上下・主従関係から  
対等・協力関係に  
(縦から横へ)

国 地方

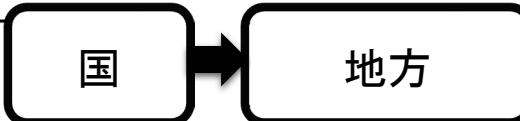
地方分権の第1次改革では、国と地方の関係が、「上下・主従の関係」だったものを、「対等・協力の関係」に変えたことがポイントです。

# 1. 地方分権改革の経緯（第2次改革）



## 【第2次改革】

H18～



＜国主導による改革＞  
個別法令の見直しで、地方の裁量・決定権限を拡大  
(地方に力を付与)

H26～



＜地方の発意に根ざした改革＞  
提案募集方式の導入(H26～)により、地方の発意で国の制度改革改革を推進  
(方が主役)

地方の提案により、豊かな住民生活につながる好循環

# 1. 地方分権改革の経緯 (参考①)

内閣	主な経緯	第1次分権改革
宮澤内閣 (H3.11～H5.8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議 (衆参両院)	
細川内閣 (H5.8～H6.4)		
羽田内閣 (H6.4～H6.6)		
村山内閣 (H6.6～H8.1)	H7.5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足 (委員長: 諸井虔) (~H13.7) ※H8.12 第1次～H10.11第5次勧告	
橋本内閣 (H8.1～H10.7)		
小渕内閣 (H10.7～H12.4)	H11.7 地方分権一括法成立	
森内閣 (H12.4～H13.4)		
小泉内閣 (H13.4～H18.9)	H13.7 地方分権改革推進会議発足 (議長: 西室泰三) H14.6～17.6 骨太の方針 (閣議決定) (毎年) → 三位一体改革 (国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)	
安倍内閣 (H18.9～H19.9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足 (委員長: 丹羽宇一郎) (~H22.3) ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告	
福田内閣 (H19.9～H20.9)		
麻生内閣 (H20.9～H21.9)		
鳩山内閣 (H21.9～H22.6)		
菅内閣 (H22.6～H23.9)	H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	第2次分権改革
野田内閣 (H23.9～H24.12)		
安倍内閣 (H24.12～R2.9) (第2次、第3次、第4次)	H25.3 地方分権改革推進本部発足 (本部長: 内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足 (座長: 神野直彦) 6 第3次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
	H26.5 第4次一括法成立 (国から地方・都道府県から市町村への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ	H26～
	H27.6 第5次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、国から地方・都道府県から指定都市等への権限移譲)	
	H28.5 第6次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、国から地方・都道府県から市町村への権限移譲)	
	H29.4 第7次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲)	
	H30.6 第8次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、国から地方・都道府県から中核市への権限移譲)	
	R1.5 第9次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への権限移譲)	
	R2.6 第10次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市への権限移譲)	
	R3.5 第11次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し)	
	R4.5 第12次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市への権限移譲)	
	R5.6 第13次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し)	
	R6.6 第14次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し)	
	R7.5 第15次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し)	
高市内閣 (R7.10～)		提案募集方式の導入

# 1. 地方分権改革の経緯 (参考②)

## 第1次 地方分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

○機関委任事務制度(知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み)の廃止と事務の再構成

○国の関与の新しいルールの創設(国の関与の法定化等)

○権限移譲 例: 農地転用(2~4ha)の許可権限(国→都道府県) 等

## 第2次 地方分権改革

### 1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)(第1次・第2次・第3次一括法等)

例: 施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準  
協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

### 2. 事務・権限の移譲等(第2次・第3次・第4次一括法等)

#### (1) 国から地方

例: ①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家用有償旅客運送の登録・監査等

#### (2) 都道府県から市町村

例: ①未熟児の訪問指導等(都道府県→市町村)、

②三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定(都道府県→市町村)、③病院の開設許可(都道府県→指定都市)、

④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスター・プラン)に関する都市計画の決定(都道府県→指定都市)

### 3. 国と地方の協議の場(H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立)



### 提案募集方式による取組(H26~、第5次~第15次一括法等)

#### 個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応

例: 【これまでの懸案が実現したもの】農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲(4ha超:国→都道府県)、新たな雇用対策の仕組み(地方版ハローワーク等)等

【地域の具体的な事例に基づくもの】小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化

【地方創生、人口減少対策に資するもの】病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化